



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

統計からみた我が国の高齢者

- 「敬老の日」にちなんで -

総務省統計局では、「敬老の日」(9月20日)を迎えるに当たって、統計からみた我が国の高齢者のすがたについて取りまとめました。

高齢者の人口 (人口推計)

65歳以上の高齢者は過去最高、80歳以上人口が800万人を超える

65歳以上の高齢者は2955万人で総人口に占める割合は23.1%となっています。これを前年(2898万人、22.7%)と比べると、46万人増、04ポイント増、なお人口、割合ともに過去最高となりました。

年齢階級別にみると、70歳以上人口は2121万人(総人口の16.7%)で前年と比べ61万人、05ポイント増、75歳以上人口は1422万人(同11.2%)で53万人、05ポイント増、80歳以上人口は826万人(同6.5%)で38万人、0.3ポイント増となっています。

なお、70歳以上人口は2100万人を、75歳以上人口は1400万人を、80歳以上人口は800万人を超えました。

20%を超えた65歳以上男性の割合

男女別にみると、男性は1258万人(男性人口の20.3%)女性は1685万人(女性人口の25.8%)と人口では女性が男性より427万人多くなっています。なお、割合では、男性が初めて20%を超えました。

人口性比(女性100人に対する男性の数)をみると、0~14歳では105.2、15~64歳では101.3と男性が多いのに対し、65歳以上では74.7と女性が多くなっています。また、70歳以上では69.0、75歳以上では61.5、80歳以上では51.7とそれぞれ女性が多くなっています。それぞれの年齢階級で上昇傾向となっています。

女性は4人に1人、男性は5人に1人が高齢者です。これらの数値をみると急速に高齢化が進んでいるようですが、実数ベースでの増加は2020年頃までで、その後は横ばいに転じ、高齢者がこの先ずっと増え続けるわけではないようです。

高齢者の就業(労働力調査)

近年上昇傾向にある60~69歳の就業率

平成21年の65歳以上の就業者数は565万人で、男性が350万人、女性が214万人となっています。

65歳以上の就業率(当該年齢人口に占める就業者の割合)は男性が28.4%、女性が13.0%となっています。このうち65~69歳の就業率は、男性が46.9%、女性が26.3%となっており、男性は平成16年(43.8%)に比べて3.1ポイント上昇となるなど、男女ともに近年穏やかな上昇傾向が見られます。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question (平成23年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書について)

「平成23年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、住民税に関する事項が追加されたと聞きました。概略を教えてください。

Answer

「平成23年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は、給与の支払を受ける人(給与所得者)が、その給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために行う手続です。

なお、「平成23年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、住民税に関する事項が追加され、個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した様式となっています。

解説



平成22年税制改正により、扶養控除については、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分からの適用となります。

給与所得者の方には、所得税の扶養控除等申告書の提出に併せて、住民税の扶養親族申告書を給与支払者に提出していただくことになりました。これは、所得税においては年少扶養控除が廃止されることにより年少扶養親族(16歳未満)にかかる申告が不要となりますが、住民税においては住民税独自の制度である非課税限度額の算定(住民税の算定)等に年少者を含めた扶養親族数を把握する必要があるため申告していただくものです。

この2種類の申告書について、それぞれ統合様式とすることが総務省と国税庁の間で合意され、平成23年1月1日から新しい様式が準備されました。

給与支払者に「平成23年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出すれば、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」は提出する必要はありません。

(注) 平成23年分の用紙については、現在、国税庁において刷成中であり、10月下旬ごろまでに各税務署に配備する予定だということです。

平成22年分の所得税については、従来の扶養控除が適用されます。

年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(38万円) 子ども手当の支給により平成23年以後は廃止

年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円) 平成23年以後は廃止

根拠条文等

所得税法第194条、所得税法施行令第316条の2、所得税法施行規則第73条、73条の2、所得税基本通達194～198共-3、地方税法第45条の3の2、第317条の3の2、地方税法施行規則第2条の3の2、第2条の3の3

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp